

## 円卓会議の運営のあり方に関する論点

### 1. 用語の定義

#### (1) 「基本方針」

国民生活審議会が、第6回総合企画部会及び「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」(平成20年4月3日国民生活審議会意見)において示した方針

#### (2) 「基本グループ」

事業者団体, 労働組合, 金融セクター, 消費者団体, NPO・NGO, 専門家, 行政

### 2. 円卓会議への参加のあり方

#### (1) グループ別の参加方法

##### 専門家委員及び行政委員以外

##### ）組織化が進んでいるグループ

- ・円卓会議と各グループの連絡を円滑化するため、必要に応じて、委員候補の選出プロセスの運営やグループ内の各団体・個人との連絡を担当する「グループ別連絡団体」を置いてはどうか。
- ・「グループ別連絡団体」の運営の下、それぞれのグループに適した、適切な透明で開かれた公正な過程を経て選出された委員候補を、政府が委嘱する形式を基本としてはどうか。

##### ）組織化がされていないグループ

- ・円卓会議の開催に向け選出母体となるネットワークの整備に取り組んでいただくこととするが、それが整備されていない場合、グループの意見を代弁し得る人物を柔軟に選出し、政府が委嘱する形式としてはどうか。

##### 専門家委員

- ・専門家委員は、政府が委嘱する形式を基本としてはどうか。

##### 行政委員

#### (2) その他の参加方法

##### オブザーバー

- ・オブザーバーとしてどのような団体・個人をどのような過程で選出すべきか。

##### ウェブサイトを通じた意見募集

- ・検討状況に応じて、ウェブサイトを通じて一般国民からの意見を募集する仕組みを設けるべきではないか。

### 3. 各組織の機能・構成等

#### (1) 各組織の機能

- ・各組織の権能について、「基本方針」に付加すべき点や掘り下げべき点はないか。

#### (2) 各組織の構成

##### 総会及び運営委員会

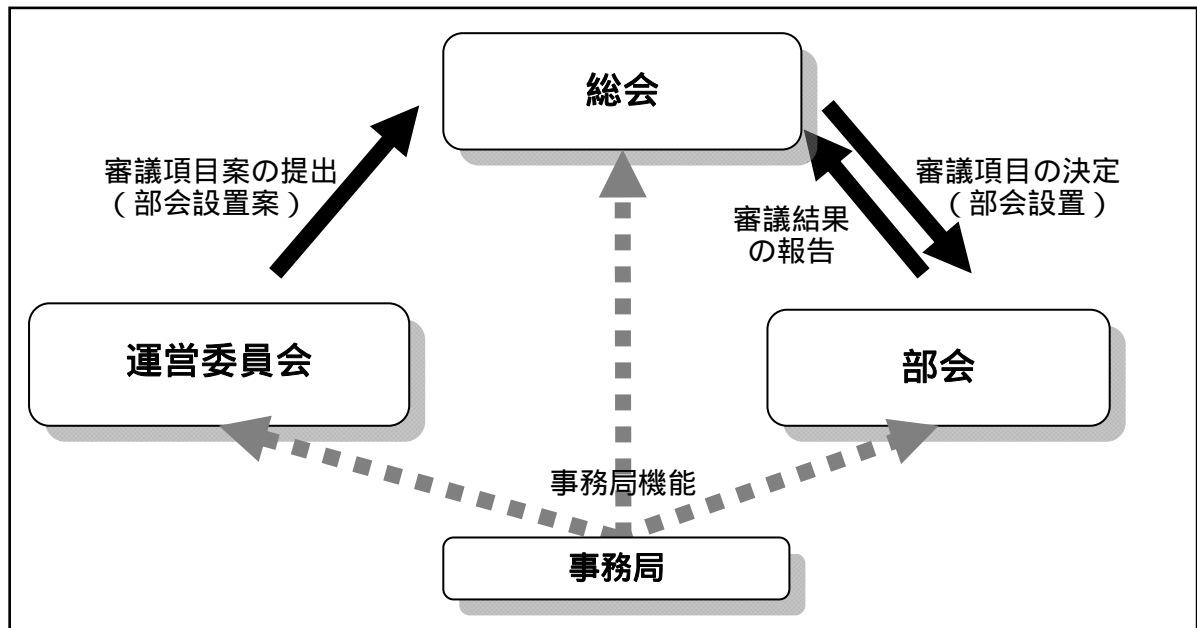
- ・グループごとの委員の配分についてどのように考えるべきか。

##### 部会

- ・「基本方針」には、部会以下の委員に限り、審議事項に鑑みて必要な場合、基本グループ以外のグループ分類を設定するとあるが、具体的にどのような設定方法が考えられるか。

#### (3) 事務局機能

- ・ステークホルダー中心の運営を確保するために、特に事務局機能のあり方についてどのような工夫が考え得るか。
- ・ステークホルダー協働の下の事務局運営をどのように進行していくべきか。運営委員会との関係はどのように考えるのか。具体的にどのような機能を担うべきか。



## 4 . 成果物のあり方

### ( 1 ) 「安全・安心で持続可能な未来への協働戦略」

- ・「協働戦略」のあり方について、「基本方針」に付加すべき点や掘り下げるべき点はないか。

### ( 2 ) 緊急性が高い課題の扱い

- ・緊急性が高く、取りまとめを待たずに順次着手すべき課題については、どのような審議のあり方が考えられるか。

## 5 . 議事運営の方法等

### ( 1 ) 意思決定方法

- ・各組織の意思決定方法について、「基本方針」に付加すべき点や掘り下げるべき点はないか。

### ( 2 ) 審議の公開

- ・総会、部会、運営委員会の議事は原則として公開することでよいか。例外を設ける必要があるとすると、どのような場合か。

### ( 3 ) 資料提出に関するルール

#### ) 事前の資料共有

- ・議論の実効性を高めるため、提出資料は会議開催の一定期間前までに全委員で共有し、十分な準備ができる状態を確保するべきではないか。

#### ) 資料の公開

- ・提出された資料は、原則として、速やかに一般公開するべきではないか。

### ( 4 ) 議論に関するルール

- ・建設的で円滑な議論を確保するため、何らかのルールを定める必要はあるか。